

第3編 総務・人事

第1章 就業規則

○学校法人大阪経済大学就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪経済大学（以下「本学」という。）教・職員の就業に関する事項を定めたものである。

2 この規則に定めるもののほか、教・職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学に専任として勤務する教・職員に適用する。

2 特任教員、非常勤教員、嘱託職員及びパート要員には、別に定めのある場合を除き、この規則を準用する。

(教・職員の定義)

第3条 専任教・職員とは教員並びに職員をいい、職員は事務職員及び技術職員とする。

(所属長の定義)

第4条 この規則にいう所属長とは、各教・職員が所属する部門ごとの統括管理者をいう。

第2章 人事

(通則)

第5条 本学は、教・職員の採用、昇任、昇格、解任、異動、休職、表彰、懲戒、退職及び解雇などの人事に関しては、本人の知識、技能、経験及び健康などを考慮して公正に行う。

2 教員の人事については、教授会の意見を聞いて行う。

2 病気欠勤が引続き7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第24条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に捺印しなければならない。遅刻した場合はその理由を付記した遅刻届を所属長に提出しなければならない。

第25条 教・職員は、業務上必要が生じた場合当直勤務に就かなければならない。

第26条 教員は、次に掲げる義務を有する。

- (1) 講義、演習、実習及び試験等の授業を行うこと
- (2) 教授会に出席し、審議に参加すること
- (3) 各種の委員会委員その他本学が任命又は委嘱した職務を行うこと

2 教員は正課以外にも、学生の教育及び指導などに当たらなければならない。

(勤務時間)

第27条 教・職員の勤務時間は、次の各項に定めるとおりとする。

2 教員は原則として、授業時間割表に従い1週について4コマ8時間を下らない授業時間を担当し、授業持時間を含めて1週について概ね3日の出勤義務を有する。

3 事務職員及び技術職員の勤務時間は、1日7時間(休憩時間を除く。)1週40時間以内とし、始業並びに終業時刻は次のとおりとする。ただし、業務の都合でその時刻を変更し又は時差勤務、交替制勤務等とすることがある。

イ 事務職員、技術職員(看護婦、電話交換手)

平日 9時から17時

土曜日 9時から12時30分

夜間勤務は 平日 15時10分から21時10分

土曜日 17時10分から21時10分

ロ 技術職員(施設管理職員)

平日 8時30分から16時30分

土曜日 8時30分から12時

夜間勤務は 平日 15時10分から21時10分

土曜日 17時10分から21時10分

(休憩時間)

第28条 休憩時間は第2項の場合を除き12時30分から13時30分までとし、夜間勤務の場合は18時から18時45分までとする。ただし、業務の都合でその時間を変更する場合がある。